



あっけし

議会だより

No. **137**

6月定例会号

— 令和7年(2025年)8月 —

◇発行/厚岸町議会

◇編集/議会広報常任委員会



5月28日、牡蠣島弁天神社奉賛事業の「子どもあさり掘り」に厚岸小学校6年生が参加しました

● 第2回定例会

*決まったことから 2P~4P

● 第2回臨時会 5P

*町政を問う ~一般質問~ 6P~11P

● 議会の動き 12P

一般質問者

- | | | | |
|----|---|-----|-----|
| ・南 | 谷 | 健 | 議員 |
| ・佐 | 藤 | 淳 | 一議員 |
| ・竹 | 田 | 敏夫 | 議員 |
| ・堀 | | 守 | 議員 |
| ・室 | 崎 | 正之 | 議員 |
| ・石 | 澤 | 由紀子 | 議員 |

令和7年 第2回 定例会

第2回定例会は、去る6月25日招集され、3日間の会期で行われました。

6名が一般質問で町政全般についてたどしました。

決まった
ことから

議員紹介



金橋 康裕
厚岸町光栄318番地
厚生文教常任委員会
広報運営委員

発

議

厚岸町議会の議決すべき事項に関する条例の一部を改正する条例の制定

〔提出者 竹田敏夫 議員〕

厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を設け又は改廃することについて、執行機関のみで事務処理できる当該要綱を、議会の議決事項とするため、条例改正の発議案が提出され、討論の結果可決されました。

(賛成11 反対1)

議

決

厚岸町過疎地域持続的発展計画の変更

厚岸町過疎地域持続的発展計画の事業名及び事業内容の追加について可決しました。

財産の取得

名称及び数量 スラリーボン

プ1台

取得価格 902万円

契約相手 株式会社北海道ク

ボタ

財産の取得

名称及び数量 除雪ドーザー1

台

取得価格 1628万円

契約相手 コマツ道東株式会

社

財産の取得

名称及び数量 消防救急デジ

タル無線設備一式

取得価格 1億7160万円

契約相手 高部電気株式会社

工事請負契約の締結

①工事名 港町2条通り整備

工事

請負金額 1億208万円

請負契約者 道東・山崎経

常建設共同企業体

②工事名 床潭末広間道路2

工区擁壁設置工事

請負金額 1億9470万

円

請負契約者 株式会社宮原

組

厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定

多様な性に対する町民の理解を促進し、社会的な偏見や差別を解消し、性的マイノリティを含めた誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すためのパートナーシップ宣誓制度を導入するため、その取扱いに関する要綱について可決しました。

条

例

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、必要な改正について可決しました。

財産の交換、譲与、無償貸

付等に関する条例の一部改正

現在、建設中の厚岸町防災交流センター内の一部に厚岸町商工会の事務所を設置する予定で準備を進めており、同会から本町に対する無償貸与

の要望を踏まえ、同センターは行政財産に分類されるほか、同会は公共的団体で、かつ、同センターの一部に事務所を設置することについても公共用に供すると判断し、本条例や関係法令の規定の趣旨から無償又は減額貸付を可能とする改正について可決しました。

町税条例の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税、たばこ税など必要な改正について可決しました。

厚岸町営住宅管理条例の一部改正

地方公共団体に委ねられていた公営住宅に入居する際の要件の一つである「同居親族要件」を廃止するとともに、これまで入居を認めていなかった60歳未満の単身者の入居を認める改正及び、本年8月1日から開始するパートナーシップ宣誓制度により、これまで配偶者等に限定していた行政サービスについて、法律等で規制されていない町独自の行政サービスのうち、実施可能なものから順次制度の充実を図り、パートナーシップ

の宣誓をした人を対象に加えるための必要な改正について可決しました。

厚岸町新規就農者誘致条例の一部改正

酪農業の維持・発展のため、新規就農者を確保することを目的として、新規就農者が奨励金等の交付を受けるために必要な各種要件を見直すものと、本年8月1日から開始するパートナースhip宣誓制度により、これまで配偶者等に限定していた行政サービスのうち、実施可能なものから順次制度の充実を図り、パートナースhipの宣誓をした人を対象に加えるための必要な改正について可決しました。

厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和7年6月1日に施行されたことに伴い、必要な改正について可決しました。

厚岸町防災交流センター条例の制定

「厚岸町防災交流センター」の、本年11月中の供用開始に向けて、施設の適切な管理運営をするための必要な事項を規定する厚岸町防災交流センター条例の制定について可決しました。

補正予算

各会計補正予算審査特別委員会に付託の上、審査し、本会議において全会一致で可決しました。

令和7年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額に67万1千1百円を追加し、予算総額を11億1309万7千円としました。

主な内容

実験所道路排水施設整備事業2220万円の計上、定額減税補足給付金2027万4千円の計上

令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）

歳入歳出予算の総額に37万4千4百円を追加し、予算総額を2億2523万4千円としました。

真龍小学校6年生が議会を傍聴

6月25日、真龍小学校の6年生40名が社会科教育の一環として、町政や議会に対する理解を深めることを目的に議会を傍聴しました。児童は議員と理事者側双方の熱のこもった議論を真剣に聴いていました。

厚岸町議会では、将来の厚岸を担う児童生徒の皆さんの議会見学を心よりお待ちしております。



議会を傍聴してみませんか

議場で行われている本会議や特別委員会だけでなく、3階委員室で行われる各常任委員会の会議も原則どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

会議日程は、町ホームページの議会のページに掲載しています。定例会については、防災行政無線やIP告知端末でも周知しています。

今後も多くの方々に傍聴していただき、開かれた議会になるように努めてまいります。

報

告

人

事

繰越明許費繰越計算書の報

告

総合行政情報システム整備事業、低所得者世帯物価高騰対策給付金、水産物加工冷凍施設整備事業、床潭末広間道路整備事業、港町2条通り整備事業、桜通り地滑り対策整備事業、消防自動車整備事業に係る繰越明許費繰越計算書について報告し、承認されました。

継続費繰越計算書の報告

(仮称) 防災交流センター整備事業に係る継続費繰越計算書について報告し、承認されました。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書

株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書

以上、2件の令和6年度決算及び令和7年度予算に係る経営状況説明書が報告されました。

固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意

黒田久枝氏を選任することに同意しました。

選

任

厚生文教常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会各委員の選任について

金橋康裕議員を選任することに決定しました。

意

見

書

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

〔提出者 竹田敏夫 議員〕
本意見書は、全会一致で可決され、衆・参両院議長及び関係行政機関に送付されました。

申

出

閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生

文教常任委員会、広報常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。
各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

総務産業常任委員会

- (1) 総務及び防災に関する事項
- (2) 財政及び税に関する事項
- (3) 財産に関する事項
- (4) 商工・労政及び観光に関する事項
- (5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
- (6) 土木、建築及び都市計画に関する事項
- (7) 出納に関する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

- (1) 国民健康保険に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 民生及び福祉に関する事項
- (4) 保健衛生及び生活環境に関する事項
- (5) 上下水道に関する事項
- (6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
- (7) その他厚生及び文教に関する事項

広報常任委員会

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項
- (2) 動画配信に関する事項
- (3) 広報の調査及び研究に関する事項
- (4) 議長の諮問に関する事項
- (5) その他本委員会所管に関する事項

議会運営委員会

- (1) 議会運営に関する事項

表彰

6月10日に札幌市で開催された北海道町村議会議長会定期総会において、竹田議員、佐藤議員が町村議会議員として在籍25年以上の自治功労者表彰を受賞され、6月25日の第2回定例会で大野議長より表彰状の伝達が行われました。



各常任委員会の活動状況

〔令和7年4月1日から
令和7年6月30日まで〕

令和7年6月30日まで

▼総務産業常任委員会

第2回（6月9日）

- ①道内行政視察
- ②町内所管事務調査
- ③閉会中の継続調査申出書

▼厚生文教常任委員会

第2回（6月5日）

- ①第6期厚岸町障がい者基本計画
- ②第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画
- ③部活動の地域移行
- ④令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
- ⑤厚岸町犯罪被害者等支援推進計画
- ⑥道内行政視察
- ⑦町内所管事務調査
- ⑧閉会中の継続調査申出書

▼広報常任委員会

第2回（4月18日）

- ①議会だよりNo.1336の発行

第3回（5月1日）

- ①委員長の互選
- ②副委員長の互選
- ③閉会中の継続調査申出書

第2回臨時会 5.12

報告

専決処分事項の報告

- ①令和6年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）を承認しました。
- ②厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ③町税条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ④厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ⑤厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を承認しました。

議決

工事請負契約の締結

- ①工事名 厚岸町営牧場ふん

尿処理施設更新工事

請負金額 5896万円

請負契約者 株式会社宮原組

補正予算

令和7年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）

歳入歳出予算の総額に6582千円を減額し、予算総額を110億4538万6千円としました。

主な内容

デジタル無線設備整備事業
6582万円の減額

選任

広報常任委員会

次のとおり委員長及び副委員長が互選されました。

（委員会は委員6人で構成され令和7年5月1日から令和9年4月30日まで（後期）の委員が選任されています。）

委員長 金子 勇
副委員長 石澤由紀子
委員 室崎 正之
委員 中川 孝之
委員 堀 守

6月1日厚岸町民の森植樹祭へ参加しました



動画配信紹介

厚岸町議会では議会改革の一環として、議会を町民の皆様にもっと知っていただくため、令和6年第1回定例会から一般質問動画の配信を開始しています。

議会中継の視聴方法

町ホームページの町議会の「議会動画」にある、「一般質問 ○○議員」をクリックすると各議員の一般質問動画がご覧になります。

また、6ページから11ページまでの各議員の一般質問のページに付いているQRコードをスマートフォンやタブレットで読み取ることでも動画をご覧いただけます。

なお、動画は録画のため、編集作業等に日数を要しますので、議会の閉会から約1カ月後に視聴できるようになります。

動画を見るときの注意点

スマートフォン、タブレット端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合や、Wi-Fi環境がない場合、通信事業者から高額な料金を請求されることがありますので、特にご注意ください。

この他にもホームページ記載の注意事項にご留意ください。

「住民要望の強い道路整備2箇所」

奔渡1丁目、通称三角通り付近から湖内側へ抜ける町道奔渡町2の通りは、早急に補修を行い、今後全長130メートルのオーバーレイを検討します。

道道別海厚岸線の交差点から床潭市街入口まで穴が47箇所あり、クラックでスムーズな走行ができません。応急処置をされましたが、オーバーレイ等全面改修工事が必要です。道は全面改修工事は考えておらず、通行に支障ない維持管理に努める答弁で、町は他の道路整備計画を踏まえ検討いただくよう要請します。



▲動画はこちら



南谷 健 議員

「商工会事務所は無償貸付」

問 厚岸町商工会館解体移転を踏まえ商工会より無償貸付の要望書提出を受け、町が無償貸付する理由は。

答 移転原因者である町は、厚岸町における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的とし、営利を目的としない商工会法に基づく法人で、町の商工業施策と一致する活動を行い商工業発展にその活動が欠かせない団体であり、その活動に係る財源の大部分は人件費で道と町から助



床潭住民要望の市街入口道路



オーバーレイ改修予定の奔渡町2の通り

成を受けている団体であること。商工会員の減少や厚岸湖北商業連合会の解散など、厳しい運営状況を踏まえ、これまで事務所の土地無償貸付同様、事務所スペースの無償貸付を判断しました。

問 商工会へ無償貸付している管内の自治体の状況は。

答 釧路根室管内で事務所貸付が4件、その内無償貸付は1件です。

問 もし有償貸付した場合、その金額は。

答 耐用年数に応じて貸付期間で一律になりませんが、初年度で月額10万円と試算しています。

問 家賃収入は受け入れし、補てんするものを助成した方が町民は解りやすいとの声がありますか。

答 年度ごとに貸付料の試算及び予算計上等事務の複雑さもあり、その財源の大部分を道と町からの補助金が占める非営利団体へ無償貸付が適切と考えました。

「中学生等国際交流事業の成果は」

問 5月25日、クラレンス市でホームステイした生徒10名による報告会が開催されました。教育長の事業評価と参加した生徒の将来に与える影響を含め期待するものは。

答 訪問した中高生が学校での授業に参加したり、ホームステイを経験することで、英会話によるコミュニケーション能力向上や、国際感覚を持った人格形成を図る点で、大変有意義な事業と評価しています。この経験は、今後の人生、将来を考え悩んだ時に大き



クラレンス市訪問団員

な指針となるものと捉え、また厚岸町を担う人材、多様性を大切にする持続可能な地域社会の創り手となって活躍することを期待します。

問 今後の事業継続と、参加人数を増やすべきと考えますか。

答 本事業は、周知方法や選考の審査基準、研修内容等の改善を図りながら、引き続き事業推進に努めます。また、参加者は、自分の目指す姿や目標、目的意識をしっかりと持ち熱意ある中高生が参加できるように、生徒の自己負担額も含め参加人数を検討します。



佐藤 淳一 議員

市街地出没クマ自治体判断で発砲可能に



▲動画はこちら

- ・9月施行予定の改正鳥獣保護管理法の政令案で、市街地にクマが出没した際に自治体の判断で発砲を認める緊急銃猟が可能となる。
- ・スポーツ誘致（合宿）では、本年度関西圏大学野球部が8月に本町において合宿の予定となっている。

緊急銃猟の条件は

○ このたび示された緊急銃猟を実施する者の要件を説明願いたい。

○ 1 弾薬を使用する銃の第一種銃猟免許を受けた者であること。または空気銃の第一種銃猟免許若しくは、第二種銃猟免許を受けた者であること。2 過去1年以内に、銃器による射撃を2回以上した者であること。3 過去3年以内に、緊急銃猟で使用する銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ、シカを捕獲した経験がある者としております。

また、夜間に屋外で緊急銃猟を実施しようとするときは、射撃場で50m先の的（直径5cm）に5発連続で命中させる技能があることが条件となっております。

○ 施行までの町の対応は。
○ 6月29日に、町と釧路太田農協、北海道猟友会厚岸支部等で構成する厚岸町野生鳥獣被害対策協議会の主催により、猟友会厚岸支部の会員のうち、ヒグマ駆除員の従事希望者を対象として、それぞれの射撃能力を把握するため、

政令案に示された条件に合わせて射撃技能検査を実施する予定としております。

また、この検査で得られた評価をもとに、夜間銃猟に対応できる者を判別するほか、ヒグマ捕獲に関わる出動の際には、経験の浅い従事者が経験豊富な従事者と出動することとで技術を継承していきける体制づくりを進めてまいります。

クマ出没注意看板 見えない

○ 光栄地区においても、毎年目撃情報がありますので、看板が設置されておりますが、黄色の下地にクマ出没注意の文字が、ピンク色になり道路から見えません。

黒ペンキで文字を上書きする等の対応してはいかがですか。

○ 文字の見えづらい看板については、随時更新してまいります。

スポーツ合宿の誘致は

○ スポーツ施設の活用とスポーツ合宿の誘致について、どのような誘致活動を行っているのか。

○ 昨年度は、高校のバスケットボールチーム、大学の水泳部等道内外、延べ14団体、337人が合宿で施設を利用しております。また、本年は、関西圏の大学野球部が8月に合宿を行うことになっております。

誘致にあたっては、管内のスポーツ施設の関係者による協議会等に参加し、合宿先を求めている団体の情報を共有し、施設や設備に関する情報

提供、宿泊可能施設を紹介するなど、誘致活動を行っております。

○ 本年度、特に力を入れてしている種目はありますか。

○ 中学校の部活動の地域移行に伴い設立された、厚岸総合クラブJ.O.Yの運営を推進するとともに、通年開館する温水プールを活動場所とする水泳クラブ「厚岸スイミングギャラクシー」の活動に力を入れ、引き続き、スポーツや文化活動に触れる機会を増やし、屋内外の施設の有効利用に繋げたいと考えております。

屋内スポーツ施設の 利用料に一考を

○ 供用開始後、2年4ヶ月で1万5千人が利用しておりますが、昨年度は5千145人の利用で利用収入が5万8500円、一人当たり11円の利用料を取る意味が判らない。何でも無料が良いとは思いませんが、利用者が学生が多い中にある一考を要するのではないかと。

○ 他の施設との関係もありますので、種々確認し、検討してまいりたいと思います。



新しくなった注意看板

・5歳児健診・住宅助成について

5歳児健診について 発達診断等に係る交通費などの助成について検討します。

リフォーム支援については、関係団体との協議を重ねる等、よりよい制度になるように検討してまいります。との答弁を頂きました。



▲動画はこちら



竹田敏夫議員



■ 未就学児の発達障害の有無を調べる5歳児健診についての町の考え方と取組は。

■ 5歳児健診は、令和5年12月に国から要綱が示された事業で、4歳6か月から5歳6か月までの子どもを対象に行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導をする事で、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としております。

主に、精神発達の状況、言語発達の状況、社会性の発達にポイントを置き、就学に向けた集団生活を送る上で求められる、社会性や調和的な行動を確認するものとなっております。

町では、乳幼児における健診として、1か月児、3か月児、6か月児、9か月児、11か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を実施していますが、その後

は、年長児が受ける就学前の健診まで期間が空いてしまうため、運動能力や社会性が育つこの時期の健診は、発達や情緒面の支援が必要な子ども

の早期発見、早期対応に重要な役割を果たすものと考えており、令和7年度からの5歳児健診の実施に向け、令和6年度から、職員の研修の受講や、他町で実施している事業を視察するなど準備を進めてまいりました。

当町においては、町立厚岸病院の小児科医の協力の下、滞りなく準備を進めることができ、6月から開始し、今年度は37人の子どもにに対し、年に5回行う予定であります。

健診は、集団遊びの観察、医師の診察、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養指導を実施し、健診において発達など気になる所見があった子どもについては、保護者との相談に丁寧に応じ、さらなる発達検査や専門医療機関への受診に繋がりますが、同

時に教育委員会とも連携しながら、就学に向けた切れ目のない支援を進めていきたいと考えております。

また、要望されている発達診断に係る交通費等の助成について検討します。

厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について

■ 新築助成は100万円、リフォームは20万円、サービスが違ふことの考え方を伺う。

■ 「厚岸町住宅新築支援助成事業及び新築貸付金利子助成金交付事業実施要綱」を定め、平成26年度から、町内参加登録業者で住宅を新築する場合に、床面積が40平方メートル以上、工事費1000万円以上を条件として、1戸当たり50万円を基本に、一定の要件を満たす場合は20万円を加算し、また、金融機関から資金を借り入れた場合は利子相当額について30万円を上限として、合計で100万円を上限に助成する内容となっております。リフォーム支援助成については、既存住宅の質的向上や長寿命化を促進し、地域全体の住環境の改善を目的に、「厚岸町住宅リフォーム

ム支援助成金交付要綱」を定め、平成25年度から、町内参加登録業者で住宅をリフォームする場合に、工事費10万円以上対象工事費の10パーセント、65歳以上又は中学生以下の子供のいる世帯の場合は15パーセントとし、20万円を上限として助成する内容です。

町内産業の活性化を図ることについての目的は同様であります、新築については高額になることが想定されます。リフォームについては、一律で高額の費用とはならないことから、助成額に違いが生じているところがあります。リフォーム工事代金が新築と同額又はそれ以上にあるとのことについては、平成25年度のリフォーム助成制度の実施以降では、工事費が2000万円超のものが1件、1000万円超のものが3件で、リフォーム工事には様々な内容や規模があるほか、近年の資材高騰などの影響から、高額になると考えております。町としては、こうした状況を踏まえ、これらの制度の在り方について、各関係団体と懇談会を開催し、よりよい制度を検討していきます。



堀 守 議員

厚岸中学校給水管のこれまでの修繕状況は？



過去50年間給水管を修繕したことはない

▲動画はこちら

厚岸中学校飲用水 赤水について

昭和50年に完成した厚岸中学校、施設の適切な維持管理に努められてきたとは思いますが、近年、手洗い水飲み場飲用水の赤水発生がひどく、子供達の飲用に支障を来していると聞く、適切な対処が必要と考え、次のことを質問する。

問 赤水発生状況は。

答 昨年10月、学校休業日明けに各階水飲み場水道蛇口から、錆が混ざった水が出たと教育委員会へ報告があり、確認したところ薄く黄濁した水や鉄錆のようなカスが出ていることを確認し、学校へは朝に水を大量に出してから使用するようお願いし、その後は、学校衛生環境基準に基づく水質検査や保健所の水質検査でも異常はなく、現在は通常どおり水道水を使用している。

問 対策及び給水管の修繕状況は。



赤水が発生している厚岸中学校

答 学校休業日明け朝に各階水道水を大量に出すことで状況が改善されており、引き続きこの対策を取っていく。また、これまで校舎外部の漏水修繕はあるが、その他の修繕はない。

問 状況改善のために行おうとすることはなにか。

答 現段階において、改善に向けての計画は無いが、供用開始から51年目を迎えた厚岸中学校であることから、施設

の老朽化は否めなく、令和9年度からを始期とする第4次学校適正配置計画での、今後の校舎利用についての方向性を見ながら、給水管を含めた改修を検討していく。

問 現時点で生徒達が不安を覚え、安心して水を飲めていないと聞く、給水管の修繕はもとより各階にウォーターサーバーを設置するなど、今の生徒達への対策を急ぐべきでは。

答 状況を見極めながら、学校とも協議し対策を検討していく。

釧路圏道立広域公園について

白糠町に道立広域公園（以下「公園」という）が整備されると聞いた、この公園について次のことを質問する。

問 施設の概略について。

答 北海道が計画している公園は、白糠町泊別（とまりべつ）地区で、現在、令和8年度の事業着手を目指し、全部の完成を令和17年度に終える予定とされている。また、「一年中いつでも笑顔あふれる憩いの場 ひがし北海道のプレイグラウンド」を基本コンセプトに、整備すべき主要施設として、屋内遊戯施設やキャンプ・グランピング施設のほか、カフェやレストランなどが盛り込まれている。

厚岸町から公園へは、道東自動車道釧路空港インターチェンジから道道・町道を通り、最短経路で75キロメートルで車では約1時間25分となる。

問 建設促進に向けて町としてできることなどは。

答 令和5年度に「釧路圏道立広域公園に関する連絡調整会議（道と関係市町村等）」が設置されており、意見照会への対応や、アンケート調査実施への協力、ワークショップなどの意見聴取の場に積極的に参加し、厚岸町としての声を届けていくと共に釧路地方総合開発促進期成会による要望活動を行っていく。

問 利用促進に向けて町としてできることなどは。

答 町民への公園周知はもとより、管内他自治体や町内事業者、団体との連携を図り、効果的な利用促進策の提案に繋げていくとともに、釧路圏の特色を活かした施設設計等が具体化されていく中で、検討していく。

災害関連死を防ぐために

国は災害関連死を防ぐため、避難施設の環境改善に力を入れる方針を示しました。

現在建築中の一時避難場所「防災交流センター」を例にトイレや暖房等避難による健康被害を防止するための施策につき質しました。また、卒業アルバムのネット上情報漏れ事件や熊対策について説明を受けました。



▲動画はこちら



室崎正之議員

一時避難所の概要と課題

現在建築中の防災交流センターが、緊急時に利用可能となる時期は何時頃か。

施設の完成は今年10月末を予定している。有事の際の3階避難所はできる限り早く使用できるよう検討している。

緊急時避難者の滞在時間。東日本大震災の例から見ても二日程度を想定している。

国は過去の災害時に見られる災害関連死を防ぐため、避難所に於ける環境整備に力を入れるとする。一時避難所における課題は何か。

避難者に健康被害が生じないよう、厳冬期を考慮した防寒対策やトイレ対策の充実に図る。

計画によると、防災交流センターの避難室の床面積は440㎡、避難者は330人程度となっている。横になることもできない状況で二日過ごすのか。

計画は補助金基準を大きく離れることができない。それでこの地区の住民全員の数を避難者数と想定し、補助金基準面積を掛け合わせて計画数値を出した。実際には計画算式より利用者は少ないと思われる、質問のような状況にはならないと考えている。また簡易ベッド等の配備も行い、

避難による健康被害を防止するための対策も講じている。

トイレの設置数は十分か。

避難時に使用する施設3階のトイレは、小便器3基、大便器6基(含多目的トイレ)を整備し、簡易トイレ3基を配備する。

厳冬期対策。

温水パネルヒーターとエアコンを整備する。この設備は、階下が被災した場合でも使用可能となっている。万が一暖房機器が使用できない時に備え、ポータブル石油ストーブや毛布、カイロ、アルミブランケットを配備する。

NTTビルの一時避難所。

50人程度の受け入れを想定している。トイレは簡易トイレ2基を配備している。また、床がコンクリートであり、簡易ベッドを配備している。

この建物は、避難施設としての借受け条件として、暖房機器用の燃料が備蓄できないことになっている。質問者指摘の通り、簡易ベッドに毛布やカイロ等では厳冬期の極寒に対処できない。避難による健康被害防止の観点から暖房の方法を検討し、NTT側とも協議する。

町の情報管理体制と契約相手方の遵守義務

町が締結する契約の相手方の情報管理義務。

町の締結する契約については、契約書で相手方が遵守すべき項目を明記し、その遵守すべき義務を明記している。下請け、孫請けについても、元請けと同様の義務を負うことを契約書に明記するほか、下請け内容を明記した関係書類の提出を求めている。内容確認の上許可をしている。

今回問題となった学校発注の卒業アルバムに関する情報漏洩事件につき、議員協議会で説明を受けたが、発注者も受注者も問題や責任の所在を明確に意識していない節が見られる。

今回に関しては、当事者に、このような意識も知識もなかったと指摘を受けても仕方ない事案である。事件が起

きてからで申し訳ないが、今後研修を含め、職員の意識の高揚と情報管理の徹底をはかる。

野外イベント時の「熊」出没

野外イベント時に熊出没情報のあった場合の対応。

北海道が策定した「ヒグマ出没時の対応方針」に基づき、出没場所や個体の有害性に応じた対応をとる。イベント開催時には、出没の状況や対応の情報を共有し、状況によつては、人身被害防止処置として立ち入り禁止やイベント中止の処置を講ずる。

尚、今年の「桜・牡蠣祭り」の際、前日3日にわたり、熊の目撃情報があったが、会場からは300m以上距離が離れていたこと、及び有害個体ではないと判断されたことから、ヒグマ駆除員の巡回に止めた。

ゴミの不法投棄が熊を呼びと言われる。

不法投棄は犯罪であり、通報があった場合、警察の協力を得て確認を行う。撤去は行為者が行うのが原則であるが、行為者不明の場合は土地管理者に回収をお願いする。

なお、熊を誘引する生ゴミ等がある場合は、職員が直ちに回収し、熊を寄せ付けない対策をとっている。



防災交流センター完成イメージ図



石澤由紀子 議員



▲動画はこちら

「地域交通について」

デマンドバスについて停留所方式に加えて、自宅送迎が必要な人のために、ドアtoドア方式を取り入れたハイブリッド型の運行を検討する考えはないかについて、現時点において新たな運行方式を加えることは、難しいものとする。しかし、自宅までの運行や利便性の向上についての要望もあることから、他自治体の例を参考にしながら考える。

地域交通について

問 バスが来ない地域においての移動手段をどう支援していくのか。

答 町では各地区の特性を踏まえた持続可能な地域交通網の再構築に向け「厚岸町地域公共交通網形成計画」を平成30年に策定し、デマンドバスを運行している。現在運行している5路線は、路線バスが運行していない地域を運行しており、今後も引き続き、利用者の意見等を踏まえながら運行形態の改善を行い運行を行っていく。

問 訓子府町のような登録制の乗り合いハイヤーなどを考えられないか。

答 訓子府町においては、高齢者のハイヤー利用について、ハイヤーに使用できる定額の利用券を交付し、運賃総額との差額の料金をハイヤー会社社に助成する交通費支援を実施している。当町においても、70歳以上の高齢者及び障害者手帳を所持する人に対し、福祉交通回数券助成事業により交通費の支援を実施している。町が運行するデマンドバス、JR、町内のハイヤー

ーなどで使用できるよう拡大し、一人あたりの交付額についても今年度から増額し、交通費支援の拡充を図ってきた。今後においても、引き続き町民の皆さまのご意見を踏まえ、運用していく。

不登校支援について

問 子どもにとって、学校以外の学びの場、過ごせる場所は、どの程度整備され、活用されているのか。

答 学校以外の学びの場や過ごせる場所としては、家から出ることが難しい児童生徒については、家庭と学校の教室を情報端末でつないだオンライン授業、厚岸情報館内に設置している「町内教育支援センター」を設定している。今年度に入ってから、オンライン授業は、中学生2名が活用、町内教育支援センターは、1名が3回活用している。



教育支援センターを設置している厚岸情報館

問 フリースクール費用の軽減や交通費などの支援を考えるとできないか。

答 教育委員会としては、フリースクールの活用を前提とするのではなく、不登校になっている児童生徒の状況や原因を探るとともに、児童生徒一人ひとりや家庭にとってどのような支援方法があるかを学校と連携を図りながら検討している。現在は、フリース

クール費用や交通費などの支援は考えていない。

問 不登校は、心が傷つき休息が必要な状態だ。学校復帰を前提としない子どもたちの意思に寄り添った支援に取り組むべきと思うがどうか。

答 教育委員会としては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒自らが自分の進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目標として教育相談を進めている。今後も学校や家庭、関係機関と連携を図りながら進めていく。

問 子どもが不登校になると、親も学校へ行かせられないことに罪悪感や不安を抱えることが多い。過去に不登校だった若者や保護者の声を聞ける機会をつくり、今まさに悩んでいる家庭への支援につなげることはできないか。

答 現在、教育委員会では、子どもが不登校となっている保護者の相談を受ける体制やスクールカウンセラーへの相談体制づくりを行っている。今後も保護者が必要としている情報を提供するほか、保護者の悩みに寄り添ったサポートに努めていく。

議会の動き（各議員の出席状況）

4月19日から7月18日まで

会議種類	開催 期 間	会 議 名 称	開 催 日 数	議 員 氏 名 (議席順)												
				竹田 敏夫	室崎 正之	佐藤 淳一	金子 勇	音喜多 政東	中川 孝之	南谷 健	石澤由紀子	桂川 実	堀 守	杉田 尚美	金橋 康裕	大野 利春
本会議	5月12日	第2回臨時会	1	1	欠	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月25日～27日	第2回定例会	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
委員会等	5月 1日	第3回 広報常任委員会	1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—	○
	5月 2日	第3回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	
	5月12日	第3回 議会運営委員会	1	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	
	5月20日	第4回 広報常任委員会	1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—	
	6月 5日	第2回 厚生文教常任委員会	1	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○
	6月 9日	第2回 総務産業常任委員会	1	○	—	○	○	—	○	—	—	○	欠	欠	—	○
	6月16日	第4回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	遅	○	—	○
	6月23日	第4回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	7月18日	第5回 広報常任委員会	1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	○

欠：欠席 遅：遅参 早：早退 公：別公務により欠席 —：所属していない委員会の場合

『声の議会だより』を発行しています

希望者に議会だよりを朗読・録音したカセットテープ及びCDの貸出をいたします。
お気軽にお申し付けください。

●詳細は、町役場内 議会事務局まで
TEL 52-3131（内線301）

ロビーでも議会のようすが

議会の開会中は、役場庁舎1階ロビー（町民ホール）に備えつけのテレビで審議の様子が放映されています。

議会の開会中に役場にお越しの際はご覧ください。

あとがき

令和7年5月から新しいメンバーで編集を担当させていただくことになりました。

町民の皆様には伝わりやすい「議会の動画配信」と「議会だより」の発行を心掛けてまいりたいと思います。今後ともご愛読のほどよろしくお願いします。

ろしくお願いいたします。

令和7年8月

◆議会広報常任委員会

委員長 金子 勇
副委員長 石澤由紀子
委員 室崎 正之
委員 中川 孝之
委員 堀 守
委員 金橋 康裕